

福島県農業総合センターにおける研究活動及び公的研究費の
不正行為の防止及び対応に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、文部科学省及び農林水産省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、農林水産省「農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン」に基づき、福島県農業総合センター（以下、「農業総合センター」という。）の研究者が用いる公的研究費の適正な執行・管理と研究活動等の不正行為の防止に必要な事項を定め、適切な研究体制を構築し、不正の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義について示す。

(1) 公的研究費

福島県単独の事業費に限らず、農業総合センターが扱う全ての研究費をいう。

(2) 競争的研究費

文部科学省及び農林水産省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、「競争的研究費等」と定義されるものをいう。具体的には、外部資金のうち、国又は独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金とし、研究者に配分される科学研究費を含む。

(3) 研究活動

研究資金のいかんを問わず、農業総合センターにおいて行う研究活動の全てをいう。

(4) 不正

次に掲げる研究活動上の不正行為並びに競争的研究費の不正使用をいう。

ア 研究活動上の不正行為

(ア) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、盗用

a 捏造

存在しないデータ、研究・実験結果等を作成すること。

b 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、研究活動によって得られたデータを真正でないものに加工すること。

c 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

(イ) (ア) 以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

イ 競争的研究費の不正使用

故意もしくは重大な過失による競争的研究費の他の用途への使用又は競争的研究費の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用など、法令及び関係規則・関係規程に違反する経費の使用を行うこと。

(5) コンプライアンス教育

競争的研究費の不正使用を防止するために、対象職員に対し、競争的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどの行為が不正使用に当たるのかなどを理解させるために実施する教育のこと。

(6) 啓発活動

競争的研究費の不正使用を起こさせない組織風土を形成するため、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図り、コンプライアンス教育の内容を補完することを目的として実施する活動のこと。

(7) 研究倫理教育

研究活動上における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するために、研究活動に携わる全ての者に対し、研究者等に求められる倫理規範を習得させるために実施する教育のこと。

(8) 不正防止対策

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的研究費の不正使用を防止するために整備する体制や対策のこと。

(9) 不正防止計画

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的研究費の不正使用を防止するために策定する最上位計画のこと。農業総合センターにおいて、競争的研究費の不正使用が発生する要因とその対応策を示す。

(組織の責任体制)

第3条 組織全体を統括し、競争的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を農業総合センター所長と定める。

2 最高管理責任者を補佐し、競争的研究費の運営・管理について組織全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を農業総合センター副所長（業務担当）と定める。

3 各部（室）、研究所における競争的研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を各部（室）、研究所の長と定める。

4 研究倫理教育に実質的な責任と権限を持つ者（研究倫理教育責任者）を農業総合センター副所長（業務担当）と定める。

(各責任者の役割)

第4条 最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、研究倫理教育責任者の役割を次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者

ア 「農業総合センターにおける不正を生じさせない」という決意のもと、必要な措置を講じる。

イ 統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的研究費の運営・管理が行えるようリーダーシップを発揮する。

ウ センター運営会議等において、不正防止対策に係る審議を主導するとともに、実施状況や効果等について議論を深める。

エ 不正の防止に向けた取組を促すなど、職員の意識の向上と浸透を図る。

(2) 統括管理責任者

ア 不正防止計画を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

イ コンプライアンス教育や啓発活動の具体的な実施計画を策定する。

(3) コンプライアンス推進責任者

ア 自己の管理監督する部、研究所等において、コンプライアンス教育の受講状況を管理監督するほか、定期的に啓発活動を実施する。

イ 自己の管理監督する部、研究所等において、職員が適切に競争的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(4) 研究倫理教育責任者

広く研究活動に携わる者を対象に研究倫理教育を定期的実施する。

(監事)

- 第5条 競争的研究費の不正使用防止について、組織全体の観点から確認し、意見を述べる者として、監事を置く。
- 2 監事は、農業総合センター副所長（総務担当）が担う。
 - 3 監事は、競争的研究費の不正使用防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べる。
 - 4 監事は、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる。

(行動規範)

- 第6条 農業総合センターに所属する全ての職員は、公的研究費の運営・管理の遂行に当たり関係法令等を遵守するとともに、公正な研究活動に取り組むものとする。
- 2 公的研究費の管理・運営に関与する職員は、研究費の原資が国民や県民の税金であることを常に意識し、一切の不正に関与せず、また、研究費の適正な管理と効果的・効率的な執行に努める。
 - 3 研究者は、別に定める「福島県農業総合センターにおける研究者行動規範」に従い、責任ある行動をとるものとする。

(管理等の事務)

- 第7条 競争的研究費の経理管理等の事務は、事務部総務課及び果樹研究所、畜産研究所、会津地域研究所、浜地域研究所、浜地域農業再生研究センター（果樹研究所から浜地域農業再生研究センターまでを以下「准公所」という）が所掌する。
- 2 物品の発注は、県財務規則等の規程に基づき、適正に処理するものとする。具体的には研究者が物品発注を起案し、決裁後に事務部総務課または准公所の事務職員に発注を依頼する。事務部総務課または准公所の事務職員は物品購入調書を作成・決裁後に業者に対し発注行為を行う。
ただし、科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）を除き、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、複数業者の見積もりを取ることを原則として、発注金額が10万円未満の場合に限り、決裁を受けた物品購入伺いを事務部総務課または准公所の事務職員に提出し、承認を受けた上で、研究者本人の発注行為を認める。この場合、発注先選択の公平性や発注金額の適正性の説明責任、弁償責任等の会計上の責任が研究者本人に帰属することを理解させた上で認める。
 - 3 物品の検収は、県財務規則等の規程に基づき、適正に処理するものとする。具体的には業者が研究部所に持ち込んだ物品について、事務部総務課又は准公所の事務職員が、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、納品させる。ただし、現地納品等により事務部総務課職員や准公所の事務職員が検収出来ない場合にあっては、起案した研究者以外の研究員等を検収者に指定し検収させる。起案した研究員以外の研究員による検収も困難な場合は、科研費を除き発注金額が10万円以下のもの限り、納品物と数量、納品日が確認できる写真を添付することを条件に、起案した研究者自らの検収も可能とする。なお、起案した研究者本人による検収が行われる頻度が高い競争的研究費は、内部監査の対象とする。
 - 4 出張に係る旅行命令、旅費の支出及び復命については、県旅費条例、県職員服務規程等の規程に基づき適正に処理するものとする。具体的には、研究者が庶務システムにより旅行命令の申請を行い、研究者が所属する各部（室、准公所）の長が承認する。支払事務は、研究者が庶務システムにより復命を行い、研究者が所属する各部（室、准公所）の長が決裁し、事務部総務課または准公所の事務職員が予算確認を行い、事務部総務課長、准公所長が支払を承認する。なお、用務終了後には、復命書、領収書及び航空券半券等により、事実確認を行う。

- 5 非常勤職員（会計年度任用職員）の雇用については、会計年度任用職員任用等管理規程等に基づき適正に処理するものとする。具体的には、各部（室、准公所）の長又は研究者からの依頼に基づいて事務部総務課又は准公所の事務職員が非常勤職員（会計年度任用職員）の雇用伺いの決裁を取る。非常勤職員（会計年度任用職員）の任免の事務は事務部が行い、服務及び賃金の支給に関する事務については、事務部総務課又は准公所の事務職員が行う。非常勤職員（会計年度任用職員）の所属する各部（室、准公所）の長は、作業終了後に業務日誌及び勤務報告等により、事実確認を行う。

（モニタリング）

- 第8条 競争的研究費の適正な管理のため、モニタリングを県内部統制制度によるリスク評価に併せて実施する。
- 2 モニタリング結果は、総務部総務課及び企画経営部企画技術科で取りまとめ、最高管理責任者及び監事へ報告する。
 - 3 モニタリングにより不正発生要因が明らかとなった場合には、適宜、不正防止対策等を見直す。

（内部監査）

- 第9条 競争的研究費の適正な管理のため、内部監査として、財務情報に対するチェックや競争的研究費の管理体制の不備の検証等を行う。
- 2 科研費の内部監査は、事務部長が行い、監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況に関する研究者からのヒアリングにより確認する。
 - 3 科研費以外の競争的研究費の内部監査は、事務部総務課及び企画経営部企画技術科からなるチームで行い、チーム長は事務部長とする。
 - 4 科研費以外の競争的研究費の内部監査対象及び方法は、内部監査マニュアルに定める。
 - 5 リスク・不正発生要因を分析したうえで、特に競争的研究費の不正使用が発生するリスクが高いものは抽出しリスクアプローチ監査を行う。
 - 6 内部監査チームは、最高管理責任者の直轄とし、内部監査の権限を持つ。
 - 7 内部監査チームは、モニタリング等を通じて把握した不正発生要因に応じて、計画を随時見直すとともに、監査手法の研修等により、常に質の向上を図る。
 - 8 内部監査チームは、内部監査の手法や競争的研究費の運営・管理のあり方について、監事と意見交換を行う。

（コンプライアンス教育・研究倫理教育・啓発活動）

- 第10条 統括管理責任者、研究倫理教育責任者及びコンプライアンス推進責任者は対象職員等に対し、コンプライアンス教育、研究倫理教育、啓発活動を定期的を実施する。
- 2 競争的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員はコンプライアンス教育を受講し、不正使用を行わないことなどを盛り込んだ誓約書（別紙様式1）を最高管理責任者に提出しなければならない。最高管理責任者は、誓約書の提出がない構成員を、競争的研究費の管理・運営に関わらせない。
 - 3 研究活動に参画する全ての研究者は、研究倫理教育を受講しなければならない。
 - 4 啓発活動は、競争的研究費の管理・運営に関わる全ての職員を対象に行う。
 - 5 コンプライアンス教育、研究倫理教育、啓発活動の内容（実施計画）は、統括管理責任者、研究倫理教育責任者の指示のもと企画経営部企画技術科が作成し、実施状況や理解度に応じて適宜内容を見直す。なお、内部監査結果等についても、コンプライアンス教育等の内容に活用し、リスク低減に努める。

(研究データの取扱い)

- 第11条 研究者等は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった実験ノート、数値データ、画像、試料及び装置等（以下「研究データ等」という。）を、後日の利用・検証に堪えるように適切な形で保存しなければならない。なお、保存に際しては、作成者、作成日時、属性等を整備し、検索等が可能となるようにしなければならない。
- 2 研究データ等のうち、実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。
 - 3 研究データ等のうち、試料（実験試料、標本）や装置等、「もの」の保存期間は原則として、当該論文等の発表後5年間とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なものや保存に多大なコストがかかるものについてはこの限りでない。
 - 4 研究者等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
 - 5 研究データの保存管理については、別に定める「福島県農業総合センター研究データの保存要領」に従う。

(不正の告発等)

- 第12条 不正に関する告発等（機関内外からの不正の疑いの告発や本人からの申出など）の受付窓口を、企画経営部企画技術科に置く。
- 2 受付窓口で告発受付担当者を置き、企画経営部企画技術科長をもって充てる。
 - 3 不正に対応するための責任者は、最高管理責任者とする。
 - 4 最高管理責任者は、設置した受付窓口について、その名称、連絡先、受付の方法、受付の基準、告発者の保護などを定め、内外に公表する。
 - 5 不正の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。
 - 6 告発は原則として、顕名により、不正の態様その他事案の内容が明示されなければならない。また、研究活動上の不正行為にあっては不正行為とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。匿名の告発があった場合は、内容に応じて顕名の告発に準じて扱う。
 - 7 告発受付担当者は、告発等を受け付けた場合は、速やかに最高管理責任者に報告する。また、書面による告発など、受け付けたことを知り得ない告発者に対しては受け付けた旨通知する。
 - 8 最高管理責任者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、受付時から調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう、関係者の秘密保持を徹底する。ただし、外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、公に説明することができる。なお、告発者又は被告発者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。なお、この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も同様とする。
 - 9 報道や会計検査院、科学コミュニティ又はインターネット等により、不正の疑いが指摘された場合は、内容に応じて匿名の告発に準じて取扱う。
 - 10 不正が行われようとしている又は求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認められた時は最高管理責任者が被告発者に警告を行う。

(不利益取扱いの禁止)

- 第13条 受付窓口で告発等したことを理由として、当該告発者又は相談者に対し不利益な取扱いをしてはならない。ただし、告発に関して、告発者に悪意が認められる場合は、この限りではない。
- 2 単に告発がなされたことのみをもって、被告発者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第14条 最高管理責任者は、告発等事案について、予備調査により告発等の内容の合理性や調査可能性等を確認し、告発等の受付日から起算して30日以内に本調査の要否を判断する。

なお、予備調査は省略することもできる。省略する場合は、本調査を行う。

- 2 最高管理責任者は、予備調査に適当な者を複数名指名し、調査にあたらせる。予備調査にあたる者は、告発者及び被告発者と直接の利害関係がない者とする。
- 3 最高管理責任者は本調査を行うことを決定した場合、告発者及び被告発者に通知し、調査への協力を求める。また、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
- 4 本調査を行わないことを決定した場合にあっては、告発者にその決定及び理由を通知する。また、予備調査の資料等を保存し資金配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

(不正調査委員会)

第15条 最高管理責任者は本調査を行うことを決定したときは、不正調査委員会を設置し、競争的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為について調査させる。

- 2 不正調査委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 農業総合センター副所長（総務担当）
 - (2) 農業総合センター副所長（業務担当）
 - (3) 研究部門の部室長・研究所長から1人
 - (4) 所外の有識者
- 3 不正調査委員会の委員のうち半数以上は、所外の有識者とする。
- 4 全ての委員は、告発者等及び被告発者と直接の利害関係等がない者とする。
- 5 不正調査委員会に委員長を置き、農業総合センター副所長（総務担当）をもって充てる。
- 6 最高管理責任者は、不正調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。通知を受けた告発者及び被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により最高管理責任者に対して、不正調査委員会の委員に関する異議申立てを行うことができる。
- 7 最高管理責任者は、異議申立ての内容が妥当であると判断したときは、委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査の実施)

第16条 不正調査委員会は、本調査の実施決定後30日以内に本調査を開始する。

- 2 不正調査委員会は、次の事項について調査・認定する。
 - (1) 研究活動上の不正行為
不正の有無、不正の内容、悪質性、不正に関与した者及びその関与の程度、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の役割、その他必要な事項
 - (2) 競争的研究費の不正使用
不正の有無、不正の内容、不正使用の相当額、不正に関与した者及びその関与の程度、その他必要な事項
- 3 不正調査委員会は、調査にあたり、被告発者に弁明の機会を付与しなければならない。
- 4 第2条(1)の調査にあっては、論文や実験ノート等の各種資料の精査や関係者からのヒアリング、再実験などの要請、被告発者の弁明の聴取により行う。この際、不正調査委員会は証拠となる資料等を保全する措置を講じることができる。また、被告発者をはじめ関係者は誠実に調査に協力しなければならない。
- 5 第2項(1)の調査にあっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

- 6 第2項(1)の調査において被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続きにのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 7 前項(2)の調査にあつては、調査に際し、調査方針、調査対象及び方法等について、直ちに資金配分機関及び事業を所管する関係省庁に報告、協議する。
- 8 最高管理責任者は、本調査決定後、必要に応じて、告発された研究に係る研究費の一時使用停止を命じる。このとき、告発内容に応じ一時使用停止措置の対象者及び対象研究費を決定する。
- 9 不正調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に第2項で調査した不正の有無や内容等を認定する。なお、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、悪意に基づく告発と認定することができる。ただし、認定にあたっては告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 10 研究活動上の不正行為の認定にあたっては、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 被告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。
 - (2) 被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。
 - (3) 保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料、関係資料等の不存等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも不正行為と認定することができる。
- 11 不正調査委員会は、認定した調査結果について、速やかに最高管理責任者へ報告する。
- 12 報告を受けた最高管理責任者は、告発者、被告発者、被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に結果を通知するとともに、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
- 13 調査の終了前であっても、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等の求めに応じ中間報告を提出する。

(不服申立て)

- 第17条 調査の結果、不正として認定された被告発者は、最高管理責任者に対し、通知を受けた日の翌日から起算して20日以内に不服申立てをすることができる。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者は、その認定について、第1項同様に不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ては、次に掲げる事項を明らかにした書面を提出することにより行うものとする。
 - (1) 不服申立てをする者の氏名
 - (2) 認定の内容
 - (3) 再調査を必要とする科学的かつ合理的な理由
 - 4 最高管理責任者は、不服申し立てを受けた場合は、告発者又は被告発者に対し通知するとともに、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
 - 5 不服申立てを受けた場合は、不正調査委員会が当該不服申立てに係る審査を行い、再調査の可否を判断する。審査にあたり、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、不正調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りではない。
 - 6 前項に定める新たな調査委員は、第15条第2項、第3項及び第4項に準じて指名するとともに、第15条第6項に準じた手続きを行う。

- 7 不正調査委員会は、不服申立ての却下及び再調査の実施について、速やかに最高管理責任者へ報告する。
- 8 最高管理責任者は、不服申立ての却下及び再調査の実施について、不正調査委員会からの報告を受けた後、被告発者、告発者に通知するとともに、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
- 9 不正調査委員会が再調査を開始した場合は、その開始の日から起算して50日以内(悪意に基づく告発と認定されたことに対する不服申立ての再調査にあつては30日以内)に先の調査結果を覆すかどうか決定し、その結果を速やかに最高管理責任者に報告する
- 10 最高管理責任者は、再調査の結果を速やかに被告発者、告発者、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
- 11 最高管理責任者は、申立てをしたことを理由として、申立者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

(競争的研究費の不正使用に係る最終報告書の提出)

- 第18条 競争的研究費の不正使用については、最高管理責任者は、告発等の受付日から起算して210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的研究費における管理・監査体制の状況及び再発防止計画等を含む最終報告書を、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に提出する。
- また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、資金配分機関及び事業を所管する関係省庁等に報告する。
- 2 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる。

(調査結果の公表)

- 第19条 不正と認定された場合、最高管理責任者は速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、公表までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
- 2 不正が行われなかったと認定した場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。公表する場合、その内容には不正が行われなかったこと(論文等に故意によるものではない誤りがあった場合はそのことも含む)、被告発者の氏名・所属に加え、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。
 - 3 悪意に基づく告発の認定があつたときは、告発者の氏名・所属及び調査結果(調査方法、告発内容等含む)を公表する。

(不正に対する措置)

- 第20条 農業総合センターの職員が不正に関与した者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者と認定された場合、最高管理責任者は、その内容を福島県農林水産部人事主管課に報告する。
- 2 前項の者の処分は、地方自治法及び地方公務員法並びに福島県の条例、規則等によるものとする。
 - 3 最高管理責任者は、第1項の被認定者に対して、次に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 不正が認定された研究に係る研究費の使用中止、返還等
 - (2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の取り下げ勧告
 - 4 農業総合センター職員が悪意に基づく告発をした者と認定された場合も、第1、2項と同様に対応する。

- 5 競争的研究費の不正使用に関与した業者に対する処分は、福島県物品購入等競争入札参加資格制限措置要綱に基づき行う。

(不正と認定されなかった際の措置)

第21条 不正が行われなかったと認定した場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等を解除し、不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じる。

(不正の防止措置)

第22条 最高管理責任者は、不正があったものと認定した場合で、研究環境の改善を行うことが必要であると認めたときは、必要な措置を講じるものとする。

- 2 競争的研究費の不正使用につながる取引を防止するため、リスク要因を考慮して一定の取引実績のある業者に誓約書の提出を求める。具体的には、同一の研究者と業者の取引であって、研究者本人による発注又は検収が繰り返された場合、その金額と回数等を勘案し、当該業者から誓約書(別紙様式2)を徴取する。

(不正防止計画の策定・実施)

第23条 統括管理責任者は、コンプライアンス委員会での審議を経たうえで、競争的研究費の不正使用を発生させる要因に対応する不正防止計画を策定する。

- 2 不正防止計画の推進は、企画経営部企画技術科が担当する。
- 3 企画経営部企画技術科は、不正防止計画の実施状況を確認し、逐次、統括管理責任者及び最高管理責任者に報告する。
- 4 企画経営部企画技術科は、内部監査チーム及び監事と不正発生要因や内部監査結果について意見交換をするとともに、結果を踏まえて必要な見直しを行う。
- 5 最高管理責任者は、不正防止計画の着実な実施に率先して対応する。

(相談窓口の設置)

第24条 競争的研究費の使用に関するルールのほか、告発の是非や手続についての疑問、告発の意思を明示しない相談等について、機関内外から受け付ける窓口を企画経営部企画技術科に設置する。

(雑則)

第25条 本規程は、農業総合センターにおける不正防止対策の基本方針と位置づけ、改正にあたっては、コンプライアンス委員会での審議を経るものとする。

- 2 不正防止計画、コンプライアンス教育、研究倫理教育等の策定、実施状況、内部監査結果等は、コンプライアンス委員会又はセンター運営会議において議論を深めるものとする。
- 3 本規程に定めのないものは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に準じる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. 「福島県農業総合センターにおける競争的資金等を用いた研究実施規程」(平成27年4月1日制定)を廃止する。
3. この規程は、令和2年4月21日から施行する。
4. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

誓 約 書

福島県農業総合センター所長 様

私は、研究課題の推進にあたり、コンプライアンス教育（研修用動画の視聴、e-ラーニング、資料確認等）又は研究倫理教育を受講し、内容を理解した上で、以下の事項を誓約します。

1. 福島県農業総合センターの定める関連規程等や競争的研究費の配分機関の定めるルールを遵守すること
2. 公的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為を行わないこと。
3. 関連規程等に違反して、競争的研究費の不正使用や研究活動上の不正行為を行った場合は、福島県農業総合センターや競争的研究費の配分機関による処分及び法的な責任を負うこと。
4. 統括管理責任者、研究倫理教育責任者、コンプライアンス推進責任者の求めに応じ、必要と認められた追加の研修を受講すること。

年 月 日

所属：

職名：

氏名：（自署）

誓 約 書

福島県農業総合センター所長 様

当社は、福島県農業総合センターとの取引にあたり、以下の事項について遵守することを誓約します。

1. 福島県農業総合センターの定める規程や福島県が定める規則、関係法令等を遵守し、不正な取引や不適切な契約等に関与しないこと。
2. 貴機関が実施する内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 貴機関との取引にあたり、不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 貴機関の職員や関係者から、不正な行為の依頼等があった場合には、貴機関の通報窓口（企画経営部企画技術科）へ通報すること。

年 月 日

事業者名

代表者名

印